

食品の安全性等に関する 情報提供の推進

第1節 リスクコミュニケーションの充実

1 リスクコミュニケーションの推進

平成15（2003）年7月1日の食品安全基本法の施行により、有害な微生物や化学物質等の食品に含まれる危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを適切なレベルに低減するための枠組である「リスクアナリシス」が導入されました。

リスクアナリシスは「リスク評価」、「リスク管理」及び「リスクコミュニケーション」の三つの要素から成っています。この枠組に基づき、リスク評価機関である食品安全委員会と、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、消費者庁等が連携・協力して、食品安全行政を展開しています。

このうち、リスクコミュニケーションについては、リスクアナリシスの全過程において、消費者・生産者・食品関連事業者・行政等の関係者間での意見交換を行うとともに、パブリックコメント等を行うことにより公正性や透明性を確保し、国民の意見をリスク評価やリスク管理措置の決定に反映させています。また、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、各種会合や資料を公開するほか、意見交換会の開催、意見・情報の募集、ホームページ、メールマガジン、Facebook等による情報発信等を行っています。

2 意見交換会

食品の安全性等に関するリスクコミュニケーションの取組の一つとして、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省等が連携して、消費者等を始めとする関係者間での意見交換会を開催しています。

平成27（2015）年度には、昨年度に引き続き、関係府省で連携し、平成23（2011）年度から重点的に取り組んでいる食品中の放射性物質対策に関する意見交換会を、地方公共団体の協力を得ながら、全国各地で開催しました。

また、農薬について、消費者にその登録制度、基準設定の考え方や安全確保について理解を深めていただくため、専門家や関係府省担当者から情報を提供し、生産者・消費者を交えて参加者との意見交換を行う意見交換会「食品に関するリスクコミュニケーション—知ろう、考えよう、農薬のこと—」を関係府省で連携して開催しました。

夏場には、一般的な食中毒予防のポイントや牛肉・牛レバー・豚肉等の生食のリスクを消費者に正しく理解していただくことを目的として、「食中毒予防に関する意見交換会～食中毒予防のポイントを学ぼう～」を関係府省で連携して開催しました。また、冬場を前にして、流行が見込まれるノロウイルスに焦点を当て、その特徴を理解し、食中毒を予防するためのポイントや適切な手洗いの方法等について理解を深めていただくため、「食品に関するリスクコミュニケーション～ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう～」を関係府省で連携して開催しました。

いわゆる「健康食品」については、その安全性や、機能性等の特性を理解し、消費者に適切に利用していただくことを目的とし、「食品に関するリスクコミュニケーション 健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会」を関係府省で連携して開催しました。

なお、意見交換会で使用した資料や議事録は、関係府省のホームページにおいて公開しています。

消費者庁では、地方公共団体や消費者団体等と連携しながら、消費者の身近なリスクと安全について、消費者、事業者、専門家等の情報共有・理解促進のための意見交換を実施しています。平成27（2015）年度も引き続き、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点を置き、関係府省、地方公共団体等と連携し、消費者が正確な理解に基づき行動できるよう、また、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害の防止の観点も踏まえ、意見交換会等を実施しました。加えて、昨年度同様に、「コミュニケーター（地域において食品中の放射性物質に関する正確な情報発信ができる者）」に対し、ウェブサイトを活用した情報提供やメールマガジンの配信等の各種支援を行いました。

食品安全委員会では、毎年度策定する食品安全委員会運営計画に基づき、食品安全委員会が行うリスク評価結果等への理解の促進等のため、食中毒、食品添加物、農薬等をテーマとして取り上げ、地方公共団体とも連携しつつ、意見交換会を開催しました。また、食育の一環として消費者に対する食品安全教育のため、地方公共団体等への積極的な講師派遣、マスメディアや消費者などとの懇談会等を実施し、積極的な情報提供や意見交換に努めています。さらに、いわゆる「健康食品」に関するメッセージを公表して、一般消費者を対象とした説明会を開催しました（コラム：いわゆる「健康食品」に関するメッセージ 参照）。

意見交換会で使用した資料や議事概要は食品安全委員会のホームページにおいて公開しています。

厚生労働省では、消費者に食品の安全性確保について理解を深めていただくために、輸入食品等についての意見交換会を開催するほか、地方厚生局及び検疫所において施設見学等を含む意見交換会を開催しました。また、地方公共団体等が主催する意見交換会や講習会等の機会を活用し、情報・意見の交換に努めています。また、「子ども見学デー」において、子供を対象に食の安全について学ぶきっかけになるよう、食の安全に関するクイズや輸入コーヒー豆のサンプリング体験、手洗い方法や宇宙食の安全性等に関する講習等を実施しました。

農林水産省では、本省、地方農政局等において消費者との懇談会、消費者や事業者への説明会等の開催を通じて、食品の安全確保に係るテーマや動植物の防疫等について積極的な情報提供に努めています。



意見交換会の様子

図表－72 平成27（2015）年度における意見交換会の主な開催テーマ

- ・食品中の放射性物質対策（消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）
- ・農薬の必要性・安全性（消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省）
- ・ノロウイルス等による食中毒予防（消費者庁、厚生労働省）
- ・健康食品の安全性・機能性（消費者庁、厚生労働省、農林水産省）
- ・リスク評価結果等：食中毒・食品添加物・農薬、いわゆる「健康食品」（食品安全委員会）
- ・輸入食品の安全性確保（厚生労働省）
- ・HACCPに基づく衛生管理（厚生労働省）
- ・動物検疫（農林水産省）

コラム

いわゆる「健康食品」に関するメッセージ

近年、いわゆる「健康食品」（以下「健康食品」という。）に関する情報がインターネット、テレビ、マスコミ、書籍など、あらゆる媒体を通じて流通しています。このような中で、国民の半分程度の方が「健康食品」を摂っています。一方、「健康食品」による健康被害が国内外で多く報告されています。

食品安全委員会は、平成27（2015）年6月、いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループを立ち上げて、科学的な観点から「健康食品」のリスクについて検討しました。要因ごとに科学的事実を基に、「健康食品」による健康被害を避けるために、安全性の観点から国民が知っておくべき事項を議論し、その結果を、同年12月8日、「報告書」として取りまとめるとともに、国民に向けて19項目からなる“いわゆる「健康食品」に関するメッセージ”、さらに、そのエッセンスを、食品安全委員会委員長及びワーキンググループ座長から、「国民の皆様へ」（下記）として発信しました。

なお、平成28（2016）年1月28日、消費者を主な対象とした「いわゆる『健康食品』に関する説明会」を開催し、メッセージの背景や内容の説明、質疑応答により、その理解の促進を図りました。

—国民の皆様へ—

「若さと健康を願うあなたに」、「△△の健康のための〇〇」といったキャッチフレーズを、毎日たくさん見聞きします。そして、医薬品のようにカプセルや錠剤の形をしたサプリメント、「健康によい」成分を添加した飲料や食品など、さまざまな「健康食品」が売られています。今や国民のおよそ半分の方が、こうした「健康食品」を利用されているという調査もあり、「健康食品」市場が拡大しています。これは、健康で長生きしたいという古来変わらない人々の願望の表れでしょう。

「健康食品」がこのような願いに応えるものならばよいですが、残念ながら、現代でも「これさえ摂れば、元気で長生きできる」という薬や食品はありません。それどころか逆に、「健康食品」で健康を害することもあります。しかも、そのような情報は皆様の目に触れにくいのが現状です。消費者は、「健康食品」のリスクについての情報を十分に得られないまま、効果への期待だけを大きくしやすい状態に置かれているといえます。

食品安全委員会ではこういった状況を憂い、幅広い専門家からなるワーキンググループを作り、「健康食品」の安全性について検討しました。まず「健康食品」から健康被害が起こる要因を挙げ、次にその要因ごとに、健康被害事例などを含めた文献などからの科学的事実を調べ、皆様に知りたい要点として取りまとめました。そうして作成した報告書からさらに抜粋して、皆様に向けて19項目のメッセージをまとめました。これらには「健康食品」で健康被害が出ることをなくしたいという本委員会の願いを込めました。

その中でお伝えしたいことのエッセンスは次のとおりです。「健康食品」を摂るかどうかを判断するときに、是非知っておいていただきたいことをまとめています。これらを読んで、「健康食品」についての科学的な考え方を持って、その判断をしてください。健康被害を避けるためにとても大切な知識です。

脇 昌子
いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループ座長

佐藤 洋
食品安全委員会委員長



「健康食品」に関するメッセージのエッセンス

「健康食品」については、多くの人での何年にも及ぶ長期間の科学的研究が少なく、安全性や有効性が確立しているとはいえない。「健康食品」を利用するかどうかはあなたの判断次第です。信頼のできる情報を基に、あなた自身の健康に役立つ選択をしてください。

※ ここでいう「健康食品」とは、「健康への効果やダイエット効果をうたって販売されている食品」を言います。これには、特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品、機能性表示食品も含まれます。また、ここでは「サプリメント」とは、カプセル・錠剤・粉末・顆粒形態の「健康食品」を言います。

■「食品」であっても安全とは限りません。

- ・健康被害のリスクはあらゆる食品にあります。身近な「健康食品」にも健康被害が報告されています。
- ・「天然」「ナチュラル」「自然」のものが、安全であるとは限りません。これは食品全般に言えることです。
- ・栄養素や食品についての評価は、食生活の変化や科学の進展などにより変わることがあります。健康に良いとされていた成分や食品が、その後、別の面から健康を害するとわかることも少なくありません。

■多量に摂ると健康を害するリスクが高まります。

- ・錠剤・カプセル・粉末・顆粒の形態のサプリメントは、通常の食品よりも容易に多量を摂ってしまいやすいので注意が必要です。

■ビタミン・ミネラルをサプリメントで摂ると過剰摂取のリスクがあります。

- ・現在の日本では、通常の食事をしていればビタミン・ミネラルの欠乏症が問題となることはまれであり、ビタミン・ミネラルをサプリメントで補給する必要性を示すデータは今のところありません。健全な食生活が健康の基本です。
- ・むしろサプリメントからの摂り過ぎが健康被害を起こすことがあります。特にセレン、鉄、ビタミンA、ビタミンDには要注意です。

■「健康食品」は医薬品ではありません。品質の管理は製造者任せです。

- ・病気を治すものではないので、自己判断で医薬品から換えることは危険です。
- ・品質が不均一、表示通りの成分が入っていない、成分が溶けないなど、問題ある製品もあります。
- ・成分量が表示より多かったために健康被害を起こした例があります。

■誰かにとって良い「健康食品」があなたにとっても良いとは限りません。

- ・摂取する人の状態や摂取量・摂取期間によって、安全性や効果も変わります。
 - ・限られた条件での試験、動物や細胞を用いた実験のみでは効果の科学的な根拠にはなりません。口コミや体験談、販売広告などの情報を鵜呑（うの）みにせず、信頼のできる情報（※）をもとに、今の自分にとって、本当に安全なのか、役立つかを考えてください。
- ※ 食品安全委員会、医薬基盤・健康・栄養研究所の「『健康食品』の安全性・有効性情報」、厚生労働省のインターネットサイトなど
- 〈参照〉
- 食品安全委員会；「健康食品」に関する情報 <https://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.html>
 - 厚生労働省；「健康食品ホームページ」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/hokenkinou/
 - 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所；「健康食品」の安全性・有効性情報
<https://hfnet.nih.go.jp/>

第2節 食品の安全性に関する情報提供

食品の安全性に関する情報については、消費者庁及び食品安全委員会が国民からの情報、食品安全委員会及び厚生労働省（国立医薬品食品衛生研究所）が国内外の食品安全関係情報、厚生労働省が食中毒や商品の回収情報等を収集し、必要に応じ、関係府省で隨時共有を行っています。

これらの情報を元に、消費者庁、消費者委員会及び食品安全委員会では、「消費者行政・食品安全の総合案内」ホームページにより、一体的な情報提供を行っています。
(<http://www.anzen.go.jp/>)

消費者庁では、消費者の目線で消費者への分かりやすい情報提供に努めています。食品の安全に関する注意喚起や回収情報等について、報道発表や地方公共団体への情報提供、消費者庁ホームページほか、リコール情報サイトや消費者庁Twitter等を通じ、消費者に周知を図っています。

また、平成23（2011）年度から重点的に取り組んでいる食品中の放射性物質については、基準値や検査結果等、食品等の安全の問題を分かりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を更新して提供しています。（http://www.caa.go.jp/jisin/pdf/160315_food_qa.pdf）

食品安全委員会では、リスク評価に係る審議経過の透明性の確保と情報提供のため、食品安全

全委員会の会合や各種専門調査会を原則公開とし、議事録や配布資料を迅速にホームページ上で公開しているほか、年4回発刊している季刊誌「食品安全」において、主なリスク評価結果について図表を交えて分かりやすく説明しています。

(食品安全委員会ホームページに掲載。「食品安全」(<http://www.fsc.go.jp/sonota/kikansi/kikansi.html>))

加えて、原則毎週メールマガジンを配信し、食品安全委員会や専門調査会の審議結果の概要や開催案内等の食品の安全性に関する情報をタイムリーに提供するとともに、実生活に役立つ情報、安全性の解説、Q&A等を月2回、「読み物版」として配信しています。平成27(2015)年度は「読み物版」の総集編として、冊子「食べものについて知りたいこと」を発刊しました。

(食品安全委員会ホームページに掲載。<https://www.fsc.go.jp/e-mailmagazine/sousyuhen.html>)

さらに、ソーシャルメディア(Facebook、ブログ)を活用し、食品の安全性に関する社会的に注目されている事案等について、適時適切な情報発信を行っています。

また、食品安全に関する基礎的知識についての理解を促進するために、マスメディアや消費者などとの懇談会や、一般消費者等を対象とし、委員が交代で科学的に食品安全について講義する「食品を科学する—リスクアナリシス(分析)連続講座—」を実施しました。

さらに、国内外の食品の安全性に関する情報等を、データベースシステムである「食品安全総合情報システム」に蓄積し、ホームページを通じて公開して、情報の共有と利便性の向上に努めています。[\(http://www.fsc.go.jp/fsciis/\)](http://www.fsc.go.jp/fsciis/)

一方、食品安全に関する論文、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の内容等を国内外に広く発信するため、英文電子ジャーナル「Food Safety」を年4回発行しています。

厚生労働省では、食中毒や商品の回収情報等について、必要に応じ、隨時、厚生労働省のホームページ上で公開しているほか、食中毒統計を取りまとめて公表しています。

また、消費者が食品の安全性確保について正しい知識が得られるよう、リーフレットやパンフレット等の普及啓発資材を作成するとともに、ホームページにおいて、食品添加物、残留農薬等の規格基準や監視状況を始めとする施策に関する情報のほか、家庭でできる食中毒予防等についての情報発信を行っています。

[\(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/index.html\)](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/index.html)

さらに、食中毒に特に注意が必要な時期には、インターネットテキスト広告等政府広報を通じて、消費者への注意喚起を積極的に実施しています。

また、子供向けのページでは、食中毒予防に関するゲームや子供向けパンフレット等を教育現場等で活用いただけるよう掲載しています。

[\(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhinkodomo/index.html\)](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhinkodomo/index.html)

平成27(2015)年度は、食肉等による食中毒予防について、リーフレットやクリアファイルを作成し配布するとともに、ホームページの充実を図りました。また、輸入食品の安全確保に関するリーフレットを作成し配布するとともに、ホームページに掲載しました。

[\(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/yunyusyokuhin.pdf\)](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/yunyusyokuhin.pdf)

さらに、厚生労働省Twitterにより、有毒植物や毒きのこ、ノロウイルス等の食中毒予防の

ポイントをツイートし、食中毒予防に関する注意喚起を行いました。

農林水産省では、消費者が健全な食生活を送るには、食品の安全性についての正しい知識を持ち、適切に食品を選び、取り扱うことが重要であるとの観点から、ホームページやセミナーによる情報提供を行っています。「安全で健やかな食生活を送るために」というページでは、「健やかな食生活を送るためにのポイント」、「新鮮でおいしい食品の選び方・家庭での取り扱い方」など、消費者の日常生活に役立てていただけるよう情報を掲載しています。

(<http://www.maff.go.jp/j/fs/index.html>)

また、加工肉の発がん性評価に関する正確な情報、カフェインの過剰摂取に関する注意喚起など、社会的に関心の高いテーマについてタイムリーに発信しています。

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem/wadai.html)

平成27（2015）年度は、「家庭でできる食品安全」と題し、バランスの良い食生活の大切さや食品中のアクリルアミドを減らす調理法などをテーマとしたセミナーを全国4会場で開催しました。

さらに、メールマガジン「食品安全エクスプレス」（平成28（2016）年1月末日現在の登録者数：約1万8千人）において、農林水産省をはじめ関係府省による報道発表資料、意見・情報の募集、審議会、意見交換会等の開催情報等を毎日発信し、食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供しています。

文部科学省では、食品については、出荷段階で検査が行われ、出荷制限等の措置が取られることとなっていることを前提に、一層の安心を確保する観点から、学校給食の検査に関する事業を実施しました。



消費者向けリーフレット

ホームページ
「消費者行政・食品安全の総合案内」

ホームページ
「安全で健やかな食生活を送るために」

第3節 食品表示の適正化の推進

1 食品表示の一元化、表示制度の普及・定着

食品の表示は、消費者の権利として位置付けられた消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保などを図る上で重要な役割を果たすものです。

これまで、食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和25年法律第175号)。平成27年4月1日より「農林物資の規格化等に関する法律」。以下「JAS法」という。)、「健康増進法」(平成14年法律第103号)の3法がありました。しかし、目的が異なる3つの法律にルールが定められていたために、制度が複雑で、分かりにくいものとなっていました。「食品表示法」(平成25年法律第70号)は、上記3法の食品の表示に関する規定を統合したもので、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するものです。法律の目的が統一されたことにより、整合性の取れたルールの策定が可能となつたため、消費者、事業者の双方にとって分かりやすい表示を実現することができるようになりました。

具体的なルールは、食品表示法に基づく食品表示基準に定められています。食品表示基準はこれまで上記3法の下に定められていた58本の表示基準を統合するとともに、必要な見直しを踏まえて措置したものです。主な制度の変更点としては、①加工食品の栄養成分表示の義務化、②アレルギー表示に係るルールの改善、③機能性表示食品制度の創設などがあります。

食品表示法に基づく新たな食品表示制度は平成27(2015)年4月1日からスタートしたところであり、新たな食品表示制度の内容について、消費者、事業者への普及啓発を進めているところです。なお、加工食品と添加物は5年、生鮮食品であれば1年6か月の間、以前の制度に基づく表示を認めるという猶予期間を設けています。ただし、機能性表示食品制度については、全くの新しい制度なので、猶予期間はありません。

また、消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)において、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題については順次実態を踏まえた検討を行うこととされています。これを受け、インターネット販売等における食品表示については、平成27(2015)年12月から消費者庁に「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」を設置し、インターネット販売での食品に関する情報提供のあり方について検討を行っています。また、加工食品の原料原産地表示については、平成28(2016)年1月から、消費者庁と農林水産省が共同で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を設置し、今後の対応方策について検討を行っています。

さらに、平成25(2013)年10月から翌年にかけて、ホテル・百貨店等が提供する料理のメニュー等の表示に関して、実際には、表示されていた食材と異なる食材が使われていた、いわゆる「食品表示等問題」について、消費者庁は、食品表示等問題関係府省庁等会議を開催しての対策パッケージの取りまとめ、「不当景品類及び不当表示防止法」(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)違反が認められた事業者に対する措置命令、事業者の予見

可能性を高めるためのガイドライン¹の作成など、表示の適正化に向けた取組を行ったほか、平成26（2014）年度には景品表示法について、行政の監督指導態勢の強化のため調査権限を事業所管大臣等に委任可能とする等の改正、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する等の改正が行われ、平成28（2016）年4月より施行予定となっています。

図表－73 食品表示法の概要

食品表示法(平成25年法律第70号)の概要	
<p>食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、 食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して 食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。</p> <p>（任意制限となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする）</p>	<p>整合性の取れた表示基準の創定</p> <p>調査権、事業者双方にとって分かりやすい表示</p> <p>消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与</p> <p>効果的・効率的な法執行</p>
<p>目的</p> <p>○ 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的統一・拡大</p> <p>● 食品表示する際の安全性</p> <p>● 一般消費者の自主的かつ合理的な ・食品衛生法・衛生上の危険を防ぐ ・食品衛生法の規制の拡張</p> <p>○ 基本理念（3点）</p> <p>・食品表示の適正化のための施策は、(消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、 消費者の権利（安全確保、選択の権利、必要な情報の提供）の尊重と消費者の 自立立場の尊重基本 ・商品の生産の状況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に別々に影響範囲に 配慮）</p> <p>○ 食品表示基準（4条）</p> <p>● 内閣府大臣等に食品を安全に摂取し、健康的かつ合理的に選択するため、 消費者基本法を踏まえ、 ①名前・アレルギー・保存の方法・消費期限・原材料・栄養成分の表示及び検査、 原産地その他の品質関連事業者等が表示すべき事項 ②前条に規定する表示を受ける際の食品関連事業者等が遵守すべき事項 ○ 食品表示基準の制定・変更 ～原生糞便不適・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者基準会の意見聴取</p> <p>○ 食品表示 株式会社の選択（5条）</p> <p>○ 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務</p> <p>○ 検査等（6条・7条）</p> <p>● 内閣府大臣（食品安全）、農林水産大臣（酒類以外の食品）、財務大臣（酒類） ～内閣府大臣が監視する際の監視事務権ござり、表示事項を表示し、違反事項を ～罷免・差止を指示</p> <p>○ 内閣府大臣～指示を受けたが、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令 ○ 内閣府大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令 ○ 罷免・差止には、その旨を公示</p> <p>○ 立入検査等（8条～13条）</p> <p>○ 違反調査のための権利がある場合 ～立入検査、報告命令、書類等の提出命令、荷役、取去</p>	<p>内閣府大臣等に対する中出令（11条・12条）</p> <p>○ 丸から、食品の表示が適正でないもの一定の消費者の利益が害されていると認めたとき ～内閣府大臣が監視する際の監視事務権 ～内閣府大臣は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置</p> <p>○ 常に実施して指導する表示行為、おそれへの差止請求権 ～過格表示等に対する特記事項法、景品表示法など関連の規定</p> <p>権限の委任（11条）</p> <p>○ 内閣府大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任 ○ 内閣府大臣・消費者庁長官の権限の一部を保健府長官・保健局長官に委任（内閣府大臣の権限）</p> <p>罰則（11条～12条）</p> <p>○ 食品表示基準違反・安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反、命令違反等について罰則が規定</p> <p>附則</p> <p>○ 施行日～平成28年4月1日</p> <p>○ 罷免・差止の権利に従事する旨を明示する旨を付すほか、所要の規定を整備</p> <p>（参考）表示基準（内閣府令）の取扱い</p> <p>○ 表示基準の整理・場合は、内閣府令で規定 （法律の一部による表示基準の範囲の変更はない）</p> <p>【今後の検討課題】</p> <p>～既存の食品表示制度について、酒類酒、新米等への普及や拡充を行い、内閣府大臣と その大臣が監視する際の監視事務権における品目表示、加工食品の原料原産地 表示の品目表示等、運送者指名とあわせて汎用的な表示基準について検討課題を 踏まえた検討を行う。 （新米等計画 平成27年2月14日検討決定）</p>

2 J A S 規格の見直し等

J A S法では、J A Sマークについての制度が定められています。J A Sマークは、食品や木材等の農林物資が、一定の品質を有していることなどを消費者等に示すものであり、農林水産大臣が定める日本農林規格（以下、「J A S規格」という。）に適合しているものだけに貼ることが認められています。J A Sマークを自らが製造・販売する製品に貼ることを望む事業者は、農林水産大臣の登録を受けた第三者機関（登録認定機関）から認定を受け、J A S規格に適合していることを検査等により確認した上で製品にJ A Sマークを貼ることができます。

J A S規格については、従来、缶詰やハム等の加工食品の品質を確保するための規格が多く定められていましたが、近年、消費者や事業者の多様なニーズに対応して、生産方法や流通方法に着目した規格も定められてきています。具体的には、有機農産物や有機加工食品などに定められている有機J A S規格、牛肉や豚肉などに定められている生産情報公表J A S規格、流通の方法について定めた流通J A S規格があり、他にも熟成ハム類や地鶏肉、手延べそうめん等について規格が定められています。

また、こうしたJ A S規格について、消費者、事業者の多様なニーズに応えられるよう、透明性の高い手続きによりJ A S規格の制定と見直しを進めています。

1 消費者庁HP：http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_5.pdf

コラム

機能性表示食品制度について

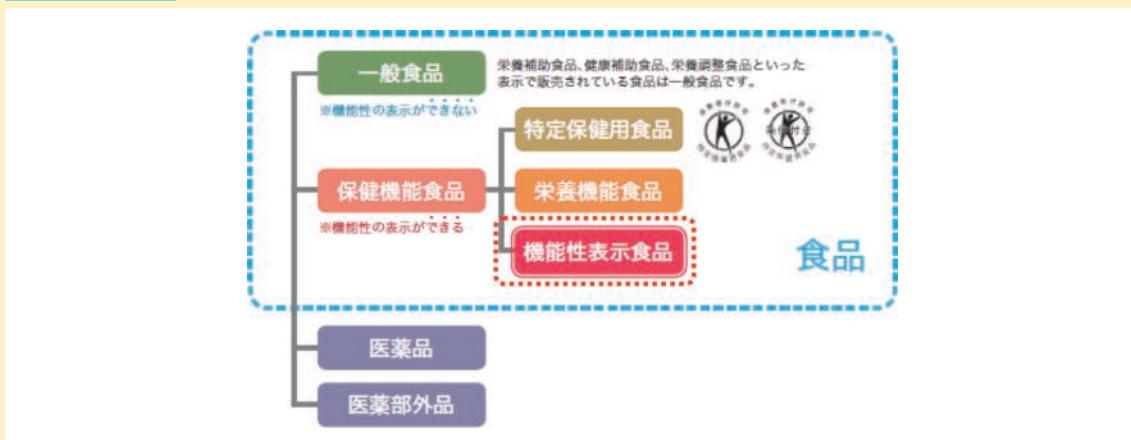
○機能性表示食品制度とは

機能性表示食品とは、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品であり、制度の主な特徴は、以下のとおりです。

- ・疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者も含む。）及び授乳者を除く。）を対象にした食品です。
- ・生鮮食品を含め、原則全ての食品が対象となっています。
- ・安全性及び機能性の根拠に関する情報、健康被害の情報収集体制などの必要な事項が、商品の販売前に、事業者から消費者庁長官に届け出られます。
- ・特定保健用食品とは異なり、国が安全性と機能性の審査を行っていません。
- ・届け出られた内容は、消費者庁のウェブサイトで公開されます。

消費者は、商品の安全性や機能性がどのように確保されているのかなどについて、商品の情報を販売前に確認することができます。また、消費者庁が中心となり、表示内容について、監視を行うこととしています。

図表－74 新たな機能性表示食品制度の創設



○機能性表示食品制度施行後の状況

平成27（2015）年4月に制度が施行されて以来、平成27（2015）年度末の時点で273件の届出情報が公表されています。平成27（2015）年9月には、初めての生鮮食品として、静岡県内の生産者団体が届け出た「みかん」、及び岐阜県内の企業が届け出た「もやし」に係る届出情報を消費者庁ウェブサイトに公表したところです。また、本制度の検討過程において残された検討課題である、食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養成分（ビタミン・ミネラルなど）や、機能性関与成分が明確でない食品の取扱い等については、平成28（2016）年1月から、消費者庁に「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を設置し、今後の対応方策について検討を行っています。

○本制度を活用いただくために

消費者庁では、本制度についてより消費者や事業者の皆様に御理解いただけるよう、機能性表示食品制度を含む新たな食品表示制度に関する説明会の開催や、機能性表示食品制度に関する消費者向けの普及・啓発用の資料の作成などの取組を行っています。作成したパンフレットや届出件数は、消費者庁ウェブサイトから閲覧することができます。

○機能性表示食品に関する情報

- ・パンフレット（消費者の皆様へ）
- ・パンフレット（食品関連事業者の方へ）

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150810_1.pdf

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150810_2.pdf